

社会保険と住民税の関係性 要点簡単まとめ (比較表付き)



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年4月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

社会保険・住民税 要点簡単まとめ

社会保険と住民税は同一ではない

社会保険料と個人住民税は、その**課税主体**と**運営主体**が全く異なるため、個人住民税が社会保険料に含まれることはありません。この点は、人事労務担当者がまず明確に理解しておくべき重要なポイントです。

1 社会保険と住民税の運営主体と目的

社会保険の運営は、主に**日本年金機構**、**全国健康保険協会（協会けんぽ）**、**健康保険組合**などが担い、国民の生活を支える社会保障制度の維持・運営を目的としています。

一方、個人住民税は、**都道府県や市区町村**といった地方自治体が課税主体となり、徴収された税金は地域住民のための行政サービス（福祉・教育・インフラ整備など）に活用されます。

2 徴収方法の違い

社会保険料と住民税は、どちらも給与から天引きされることが多いですが、**納付先や手続きの流れ**には以下の違いがあります。

社会保険料

- 毎月の給与から控除される
- 事業主が一定割合を負担する**労使折半**の仕組み（※労災保険料は全額事業主負担）
- 控除された社会保険料は、事業主がまとめて各運営主体に納付

住民税

- **給与所得者**は、事業主が従業員の毎月の給与から住民税額を天引きし、**翌月10日までに市区町村に納付（特別徴収）**
- 給与所得者以外（自営業者など）は、納税者が年4回に分けて直接納付（普通徴収）

3 社会保険料と住民税の比較表

項目	社会保険	住民税
目的	健康・年金・雇用などの社会保障制度	地方自治体の行政サービスの財源
法的根拠	国民健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法 など	地方税法
管轄機関	日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合 など	都道府県、市区町村
運営主体	各社会保険の運営機関	各地方自治体
徴収方法	原則として 毎月の給与から控除（労使折半）	給与所得者 特別徴収（毎月光引き） それ以外 普通徴収（年4回直接納付）
未納の影響	給付制限・遅延損害金・強制徴収の可能性	延滞金・財産差し押さえの可能性